

大 府 市 空 家 改 修 費 補 助 金

大府市では、市外からの移住・定住を促進し、市内の空き家の有効活用と良好な住環境の形成を図るため、空き家の改修に要する費用の一部を補助します。



市ウェブサイトはこちら

対象物件

以下のすべてにあてはまる空き家が対象です。

- ・市内の市街化区域に所在する空き家
- ・耐震基準を満たしていること
- ・建築確認済証の交付を受けていること
- ・過去に補助金の交付を受けた空き家でないこと など

対象者

- ・市外から移住する予定の方
- ・市内在住で居住誘導区域外から区域内へ移住する予定の方
- ・所有者または借借人（所有者の同意必要）
- ・改修後10年以上利活用見込みの方
- ・市税を滞納していないこと など

対象事業

空き家の利活用に必要な以下の改修または修繕工事

- ・台所、浴室、便所、洗面所
- ・屋根、外壁、または内装

補助金額

工事費の **1 / 2** または

30万円（限度額）のいずれかの少ない方

※ 市内事業者に工事を依頼した場合は
限度額に **+ 10万円**

注意事項

- ・補助金の交付決定前に実施（契約や工事、着工）した場合、補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・交付決定のあった日の属する年度の2月末までに完了する必要があります。
- ・記載のほかにも補助金交付について要件があります。制度の詳細はウェブサイト・要綱をご覧ください。

※ 手続きの流れは裏面をご参照ください。

【お問い合わせ先】

大府市
都市整備部 都市政策課

電話：0562-45-6221

E-mail：toshi@city.obu.lg.jp

本補助金の活用をご検討される場合は、事前にお問い合わせください。

手続きの流れ

…申請者
…大府市

